

予 算 要 求 資 料

令和4年度当初予算 支出科目 款：民生費 項：社会福祉費 目：社会福祉諸費

事業名 市町村民生委員協議会負担金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 地域福祉課 福祉人材係 電話番号：058-272-1111 (内 2522)

E-mail： c11219@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 49,750 千円 (前年度予算額： 49,750 千円)

<財源内訳>

| 区 分 | 事業費 | 財 源 内 訳 | | | | | | | |
|-----|--------|------------|------------|------------|------------|-----|-----|-----|------------|
| | | 国 庫 支出金 | 分担金 負担金 | 使用料 手数料 | 財 産 収 入 | 寄附金 | その他 | 県 債 | 一 般 財 源 |
| 前年度 | 49,750 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 49,750 |
| 要求額 | 49,750 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 49,750 |
| 決定額 | | | | | | | | | |

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

- ・ 区域ごとに組織される民生委員協議会 (単位民児協) の活動負担金

民生委員が適切な相談・援助活動を行うために必要な情報を共有し、知識や技術を習得する定例会や研修会を実施するため、その他様々な地域福祉活動を実施するために必要な費用。

(2) 事業内容

- ・ 知識や技術を習得する定例会や自主研修会の実施
- ・ 各種地域福祉活動の実施 等

【民生委員法】

第20条 民生委員は、都道府県知事が市町村長の意見をきいて定める区域ごとに、民生委員協議会を組織しなければならない。

2 前項の規定による民生委員協議会を組織する区域を定める場合においては、特別の事情のあるときの外、市においてはその区域を数区域に分けた区域をもって、町村においてはその区域をもつて一区域としなければならない。

第24条 民生委員協議会の任務は、次のとおりとする。

- 一 民生委員が担当する区域又は事項を定めること。

- 二 民生委員の職務に関する連絡及び調整をすること。
 - 三 民生委員の職務に関して福祉事務所その他の関係行政機関との連絡に当たること。
 - 四 必要な資料及び情報を集めること。
 - 五 民生委員をして、その職務に関して必要な知識及び技術の修得をさせること。
 - 六 その他民生委員が職務を遂行するに必要な事項を処理すること。
- 2 民生委員協議会は、民生委員の職務に関して必要と認める意見を関係各庁に具申することができる。
 - 3 民生委員協議会は、市町村の区域を単位とする社会福祉関係団体の組織に加わることができる。
 - 4 市町村長及び福祉事務所その他の関係行政機関の職員は、民生委員協議会に出席し、意見を述べることができる。
- 第 26 条 民生委員、民生委員推薦会、民生委員協議会及び民生委員の指導訓練に関する費用は、都道府県がこれを負担する。

(3) 県負担・補助率の考え方

県には民生委員の指導訓練が義務付けられており、民生委員協議会はその職務をより機能的、効果的に遂行し、相互に向上することを促進するために組織された団体で、その職務の重要性から法律上で結成が義務付けられていることから、県が活動の支援を行うことは必要不可欠である

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

| 事業内容 | 金額 | 事業内容の詳細 |
|------|--------|----------------------|
| 負担金 | 49,750 | 民生委員協議会（単位民児協）の活動負担金 |
| 合計 | 49,750 | |

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

第四期岐阜県地域福祉支援計画

(2) 事業主体及びその妥当性

民生委員法第 26 条において、民生委員、民生委員推薦会、民生委員協議会及び民生委員の指導訓練に関する費用は、都道府県がこれを負担することと定められているため、事業主体が県となるのは妥当。

事業評価調査書（県単独補助金除く）

| |
|--|
| <input type="checkbox"/> 新規要求事業 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業 |

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
 各地域に組織された民生委員協議会に対し、相談・援助活動を行うために必要な情報を共有し、知識や技術を習得することができるよう支援する。

（目標の達成度を示す指標と実績）

| 指標名 | 事業開始前 (R1) | R2 年度 実績 | R3 年度 目標 | R4 年度 目標 | 終期目標 (R4) | 達成率 |
|----------------|---------------|-------------|-------------|-------------|--------------|------|
| | | | | | | % |
| ① 民生委員児童委員協議会数 | 199 | 199 | 199 | 199 | 199 | 100% |
| ② | | | | | | % |

○指標を設定することができない場合の理由

（これまでの取組内容と成果）

| | |
|-------|--|
| 令和2年度 | 民生委員協議会ごとに年間計画を立案し、各種研修会等を実施し、民生委員・児童委員としてのスキルの向上を図った。また、ケース検討会を開催することで、要支援者に対する適切な支援の在り方を検討し、駅前やスーパーでの普及活動や、地域の学校や施設の訪問を行うことで、地域住民に広く周知を行った |
| 令和3年度 | 令和5年度当初予算にて追加 <hr/> 指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___% |
| 令和4年度 | 令和6年度当初予算にて追加 <hr/> 指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___% |

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

| | |
|---|---|
| <p>・ 事業の必要性（社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断） <small>3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない</small></p> | |
| <p>(評価) 3</p> | <p>研修会や事例検討会等を開催し、経験年数の長い民生委員が、新任の民生委員に対して地域の実情に応じて助言・アドバイスする場を設定することは、非常に重要である。また、多様化する地域住民の福祉ニーズを的確に把握し、相談・援助活動を行うためには、民生委員協議会における独自研修が欠かせない。その活動を支援する本事業は必要性が高い。</p> |
| <p>・ 事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） <small>3：期待以上の成果あり 2：期待どおりの成果あり 1：期待どおりの成果が得られていない 0：ほとんど成果が得られていない</small></p> | |
| <p>(評価) 2</p> | <p>民生委員が相談支援に応じる内容は、高齢者、障がい者、児童、生活保護世帯等、さまざまな分野に渡っている。それらの内容に対して、適切に対応していくためには、経験者からの知識・技能の伝承と研修会を通じたスキルの習得が欠かせないものである。各種研修会等を実施し、民生委員・児童委員としてのスキルの向上を図られており、期待通りの成果をあげられている。</p> |
| <p>・ 事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） <small>2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている</small></p> | |
| <p>(評価) 1</p> | <p>毎年、各民生委員協議会ごとに実績報告を作成し、その内容を精査することが結果的に事業の効率化につながっている。</p> |

(今後の課題)

| |
|--|
| <p>・ 事業が直面する課題や改善が必要な事項</p> <p>民生委員が見守り活動のなかで直面する福祉課題は、年々複雑化しており、今後ますます一人あたりの業務量が増大することが懸念される。支援者を支える民生委員本人も高齢化していることから、民生委員がそれぞれの地域において存分に力を発揮し、効果的に活動していくことができるように、諸条件の整備を行っていく必要がある。</p> |
|--|

(次年度の方向性)

| |
|--|
| <p>・ 継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか</p> <p>各地域において、民生委員の活動に期待することが非常に大きいことから、継続して民生委員への支援を行っていく。</p> |
|--|

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

| | |
|------------------------|-------|
| 組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課 | 【〇〇課】 |
| 組み合わせて実施する理由や期待する効果 など | |